

自治体議会改革フォーラム

全国自治体議会の運営に関する実態調査2010 調査票

貴自治体議会の状況について、以下の設問（Q 1～Q24）にお答えください。

単数回答は、該当する番号を一つ、複数回答は、該当する番号をすべてご記入ください。記入回答は、回数や件数を尋ねているものは、その件数または回数を、なかった場合は、「0（ゼロ）」とご記入いただき、次の設問にお進みください。あった場合、具体的な内容を尋ねているものについては、回答用紙下部の自由記入欄に、内容をご記入ください。

ご回答は、別紙「回答用紙」に直接ご記入いただき、記載番号宛にファクシミリにて、ご送付ください。送付状等は不要ですので、回答用紙のみ、そのままお送りください。

なお、自治体議会改革フォーラムのウェブサイトには「調査特設コーナー」内の入力フォームからでもご回答・ご送信いただけます。別紙要綱記載のユーザIDとパスワードをご利用いただき、入力フォームからの（電子データでの）ご回答へのご協力をお願いいたします。

調査や設問に関する問合せやその他の情報等も、同コーナーにて随時掲載していきますので、ぜひご参照ください。本調査票は、計8頁（両面4枚）です。不足等ございましたら、ご一報いただけますと幸いです。

◇議会改革および議会の状況について

Q 1 【議会改革取り組み状況】

議会改革について、現在、特段の態勢をとっていますか？（単数回答：1つお選びください）

1. 現在、特段の態勢はとっていない
2. 議会運営委員会の案件として検討している
3. 特別委員会を設置して検討している
4. 議員のみで構成する調査会・検討会などで検討している
5. 議員以外の専門家あるいは市民も参加する組織で検討している
6. 常設の議会改革推進組織を設置している
7. その他の態勢で検討している
8. 議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散している

Q 2 【議会基本条例】

議会基本条例の制定を予定していますか？（単数回答：1つお選びください）

1. 現時点では制定の予定はない
2. 制定すべきかどうかを検討中である
3. 制定の方針で検討に着手している
4. 2010年3月には制定の見込み（予定含む）である
5. 2010年7月までの制定をめざしている（予定）
6. 2010年中の制定をめざしている（予定）
7. 議会基本条例を制定済み

Q 3 【自治基本条例】

自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）の制定を予定していますか？

（単数回答：1つお選びください）

＜★次頁（裏面）に、選択肢が続きます＞

1. 現時点では制定の予定はない
2. 制定へ向けて具体的に検討中（議会または執行機関にて）
3. 議会に関する規定を含まない自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）を制定済み
4. 議会に関する規定を含む自治基本条例（まちづくり基本条例等含む）を制定済み

Q4【議長マニフェスト・所信表明】

議長選出に先立って、議長になろうとする議員、または立候補制を採用している場合はその候補者が、本会議、全員協議会等、全議員の前で、公約や所信を表明する機会を設けていますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 議長選出に先立って、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けていない
2. 本会議で、公約や所信を表明する機会を設けている
3. 全員協議会等本会議以外の場（休憩中を含む）で、全議員の前で公約や所信を表明する機会を設けている

◇討議のあり方について

Q5【一問一答の導入状況】

本会議の一般質問、代表質問のいずれかで、一問一答制を導入していますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 一問一答制は導入していない
2. 一問一答制を導入している（一問一答方式を選択できる）

Q6【首長等の反問（逆質問）】

議員の質問、質疑に対する首長等の反問（逆質問）を明文化した規定によって認めていますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 議員の質問、質疑に対する、首長等の反問（逆質問）は、認めていない
2. 要綱や申し合わせ等の明文化した規定により、
内容や趣意の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている
3. 要綱や申し合わせ等により、内容を限定せずに、反問を認めている
4. 会議規則や条例で、内容や趣旨の確認、論点・争点の明確化等、内容を限定して、認めている
5. 会議規則や条例で、内容を限定せずに、反問を認めている

Q7【自由討議（議員間討議）】

「議員間の討議（自由討議）」を行うことを規定していますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 議員相互間の自由討議について、特に明文化された規定はない
2. 明文化されていないが、慣例により、議長または委員長の判断、議員の動議等で、議案に関する「議員間の討議（自由討議）」を行うことがある。
3. 要綱や申し合わせ等により、議員間の自由討議により合意形成に努める（または、議長・委員長の判断、議員の動議等で、議案に関する「議員間の討議（自由討議）」を行うことができる）旨定めている
4. 会議規則や条例で、議員間の自由討議により合意形成に努める（または、議長・委員長の判断、議員の動議等で、議案に関する「議員間の討議（自由討議）」を行うことができる）旨定めている

＜★次頁（裏面）に、設問が続きます＞

Q8【議員間討議の実施状況】

2009年1月1日～12月31日の間に、本会議または委員会で、首長提出議案の審査を行う際に、議員間で議論を尽くして合意形成に努めるための「議員間の討議（自由討議）」を行いましたか？

（複数回答：「1」または、該当するものをすべてお選びください）

1. 首長提出議案の審査を行う際に、「議員間の討議」は行われなかった
2. 「質疑」の時間帯に、議事をとめて（暫時休憩等）行った
3. 「質疑」の時間帯に、議事をとめずに行った
4. 「質疑」の時間とは区別して、議長の判断または議員の動議等により、議事をとめて、「議員間の討議（自由討議）」の場を設定して行った
5. 「質疑」の時間とは区別して、議長の判断または議員の動議等により、議事をとめず、議員間の自由討議の場を設定して行った
6. 「討論」の時間帯に、議員同士で賛否をめぐって相互に質問、反論する事実上の「議員間の討議（自由討議）」を行った。

◇市民の参加について

Q9【請願陳情における市民の提案説明】

（1）請願または陳情の審査を行なう際に、（紹介議員ではなく）提出者として市民が希望した場合、会議で直接説明すること（趣旨や意見を聴く機会）を認めていますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することは想定していない
2. 請願または陳情の内容によって、議会（委員会）側が必要と判断する場合に、提出者として市民が直接説明する機会（趣旨や意見を聴く機会）を設けることがある
3. 提出者として市民が希望すれば、提出者として市民が直接説明することを認めている

（2）2009年1月1日～12月31日の間で、請願または陳情の審査を行なう際に、紹介議員ではなく）提出者として市民が会議で直接説明する（趣旨や意見を聴く）機会がありましたか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 請願または陳情の審査を行なう際に、提出者として市民が直接説明することを想定していないので、市民が会議で直接説明する（趣旨や意見を聴く）機会は無かった
2. 請願または陳情の提出者が希望しなかったため、市民が会議で直接説明する機会は無かった
3. 議会（委員会）の判断として、市民が会議で直接説明する（趣旨や意見を聴く）機会は無かった
4. 請願または陳情の提出者として市民が会議で直接説明する（趣旨や意見を聴く）機会があった
5. 請願または陳情（もしくは、審査するとした陳情）の提出は無かった。

Q10【公聴会・参考人】

（1）2009年1月1日～12月31日の間で、公聴会の開催や、参考人招致を行いましたか？

（複数回答：「1」または、該当するものをすべてお選びください）

1. 2009年1月1日～12月31日の間で、公聴会の開催や参考人招致は行わなかった
2. 公聴会を開催した
3. 参考人招致を行った

＜★次頁に、設問が続きます＞

(2) 公聴会の開催、参考人招致を行った場合、具体的な内容をご記入ください。

(自由記入回答)

Q11【市民との対話の場】

(1) 2009年1月1日～12月31日の間に、議員個人・会派主催ではなく、議会や委員会主催の意見交換会、懇談会、議会報告会等、議会として市民と直接対話する機会は、何回ありましたか？

(記入回答：なかった場合には「0（ゼロ）」回とご記入いただき、次の設問へお進みください)

() 回（あった場合には、その内容について(2)、(3)へもご回答ください。)

(2) あった場合、どのような機会(※)として設定されたものかお答えください。

(複数回答：該当するものをすべてお選びください)

1. 議会報告会として
2. 特定の団体等との意見交換・懇談会として
3. 住民の誰もが参加できる場として
4. 特定テーマについての意見交換の場として

※ 自治会・町内会との意見交換・懇談会等の場合は「2」を、議会改革等特定のテーマについての意見交換を含んだ議会報告会は「1」「3」「4」を、議会改革等特定のテーマについて特定の団体等との意見交換・懇談会等の場合は、「2」「4」を、特定テーマについて誰もが参加できる意見交換の場合（フォーラムやシンポジウム等含む）は「3」「4」を、等々該当する項目をすべてお選びください。

(3) あった場合、具体的な内容（名称・テーマ・対象者・開催頻度等）をご記入ください。

(自由記入回答)

◇公開・説明責任について

Q12【議案・会議資料の事前公開】

(1) 上程が予定されている議案本文（議案書）を、本会議への上程前に、公開していますか？
（市民が希望すれば閲覧できますか）

(単数回答：1つお選びください)

1. 議案本文（議案書）は、本会議への上程前に、公開はしていない（市民は閲覧できない）
2. 議案本文（議案書）は、本会議への上程前に、来庁等により印刷物で閲覧できる
3. 議案本文（議案書）は、本会議への上程前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、
「議会のホームページから」も閲覧できる

※ 議会のホームページに、件名や概要（またはその一覧）だけではなく、議案本文（議案書）を掲載している場合のほか、執行機関側で公開しているページへのリンクを張ってある場合も、「議会のホームページからも閲覧できる」をお選びください。

※ 情報公開請求でしか市民が閲覧できない場合には「1」をお選びください。

<★次頁に、設問が続きます>

- (2) 議案本文（議案書）を、本会議への上程後、委員会等での審議の前に、公開していますか？
（市民が希望すれば閲覧できますか）

（単数回答：1つお選びください）

1. 議案本文（議案書）は、本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、公開はしていない
（市民は閲覧できない）
2. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等により印刷物で閲覧できる
3. 本会議への上程後に、委員会等での審議の前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、
「議会のホームページから」も閲覧できる

- (3) 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料（議案説明資料等）（議案一覧や日程・付託表等ではなく）を、審査が行われる会議の前に公開していますか（市民が希望すれば閲覧できますか）？

（単数回答：1つお選びください）

1. 議案審議に用いる資料として議員に送付されている会議資料は、審査前に、公開はしていない
（市民は閲覧できない）
2. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等により印刷物で閲覧できる
3. 議案審議に用いる会議資料は、審査前に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、
「議会のホームページから」も閲覧できる
4. 議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に送付される資料はない

Q13【会議の公開状況】

- (1) 会議の公開について、どのように条例（委員会条例・自治基本条例・議会基本条例等）で定めていますか？

（単数回答：1つお選びください）

1. 本会議を原則公開とした地方自治法その他、会議公開についての条例の定めはない
2. 委員会は、委員長または委員会の許可によって傍聴できる（許可制である）
3. 条例により常任委員会のみ原則公開としている
4. 条例により常任委員会、特別委員会を原則公開としている
5. 条例により常任委員会、特別委員会、議会運営委員会を原則公開としている
（すべての委員会の原則公開を定めている場合は、「4」をお選びください）
6. 条例によりすべての会議（代表者会議や全員協議会等々）を原則公開としている

- (2) 常任委員会の傍聴についてどのように運営していますか？

条例で原則公開としている場合は、その運用状況について最も近いものをお選びください。

（単数回答：1つお選びください）

1. 常任委員会の傍聴は、一般市民には原則として認めない運用を行っている
（別室で映像、音声等での傍聴しか認めない場合も含む）
2. 希望者があまりいないので、希望があったときに、判断する
3. 特段の事情がない限り（通常）、認める運用を行っており、概ね希望者は傍聴できている
4. 特段の事情がない限り（通常）、認める運用を行っているが、スペースに限りがあるので
傍聴希望者全員は入室できないことがある
5. 常任委員会は設置していない（委員会制を採っていない）

Q14【傍聴者への資料提供】

傍聴者は、傍聴時に、議案本文や議案審議に用いる資料として議員に配布されている会議資料（議案説明資料等）を閲覧できますか？

（単数回答：1つお選びください）

＜★次頁に、選択肢が続きます＞

1. 傍聴者への資料提供は行っていない
2. 傍聴者へは、議員に配布されている資料の一部または傍聴者用に用意した資料を提供している
(配布または閲覧・コピーが可能)
3. 傍聴者へは、議員に配布されているものと同じ資料を提供している
(配布または閲覧・コピーが可能)

Q15【審査後の資料公開】

議案書以外に、議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料（議案説明資料等）（議案一覧や日程・付託表等ではなく）を、審査後に、公開していますか？

(単数回答：1つお選びください)

1. 議案審議に用いる資料として議員に配布された会議資料（説明資料等）は、公開していない
2. 会議資料（説明資料等）は、審査後に、来庁等により印刷物で閲覧できる
3. 会議資料（説明資料等）は、審査後に、来庁等による印刷物での閲覧のほか、議会のホームページからも閲覧できる

Q16【委員会記録の内容および公開状況】

常任委員会の会議録（委員会記録）の内容と公開状況をお知らせください。

(単数回答：1つお選びください)

1. 常任委員会の会議録（委員会記録）は、作成していない
2. 会議録（委員会記録）は、概要記録（結果や決定事項のみ）で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
3. 会議録（委員会記録）は、概要記録（結果や決定事項のみ）で作成しており、ホームページでも閲覧できる
4. 会議録（委員会記録）は、要点記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
5. 会議録（委員会記録）は、要点記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる
6. 会議録（委員会記録）は、全文記録で作成しているが、ホームページでは閲覧できない
7. 会議録（委員会記録）は、全文記録で作成しており、ホームページでも閲覧できる
8. 常任委員会は設置していない（委員会制を採っていない）

Q17【動画記録のオンデマンド配信】

インターネットによる会議の動画（録画）記録のオンデマンド配信（※生中継ではなく、見たい時に随時動画記録を見ることができる方式でのインターネット配信）を行っていますか？

(複数回答：「1」または該当するものをすべてお選びください)

1. 動画記録のオンデマンド配信は行っていない
2. 本会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている
3. 常任委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
4. 予算、決算を審査する委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
5. 予算、決算の審査以外の特別委員会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
6. 全員協議会の動画記録のオンデマンド配信を行っている
7. その他の会議の動画記録のオンデマンド配信を行っている

Q18【議案に対する賛否の公開】

起立または挙手による表決を行った議案に対する賛否（各議員または会派の対応、採決態度）を議会報や議会のホームページで公開していますか？ **(単数回答：1つお選びください)**

<★次頁に、設問が続きます>

1. 議案に対する賛否（各議員または会派単位の対応、採決態度）は公開していない
2. すべての議案について、各議員個別の賛否（対応、採決態度）を公開している
3. 重要議案についてのみ、各議員個別の賛否（対応、採決態度）を公開している
4. すべての議案について、会派単位の賛否（対応、採決態度）を公開している
5. 重要議案についてのみ、会派単位の賛否（対応、採決態度）を公開している

- ※ 表決結果（可決・否決）や内容（全会一致・賛成多数等）ではなく、議案に対して各議員、各会派が賛成したのか、反対したのかの公開状況について、お答えください。
- ※ 全会一致以外の場合の賛否（賛成または反対をした議員・会派名）が明記されている場合は、すべての「議案について公開している」をお選びください。
- ※ 基本的には会派単位だが、表決時の会派所属議員が明記され、かつ会派が統一した行動をとらなかった場合や当日欠席等の場合にその議員名が公開されている場合には、「各議員個別の賛否議員個人の賛否を公開している」をお選びください。

◇政策提案・立法活動について

Q19【議決事件の追加】

地方自治法第96条第1項の必要的議決事件の他に、96条2項にもとづいて、条例により任意的な議決事件を追加していますか？（単数回答：1つお選びください）

1. 条例によって追加した議決事件はない
2. 条例によって議決事件を追加している

Q20【議会による議案修正】

2009年1月1日～12月31日の間に、議員による修正案の提出（うち、可決した修正案）は、何件ありましたか？

（記入回答：なかった場合には「0（ゼロ）」回とご記入いただき、次の設問へお進みください）

（1）提出された修正案の件数（ ）件 （2）可決された修正案の件数（ ）件

Q21【議員提案条例】

2009年1月1日～12月31日の間に、議員または委員会が提出した政策的な条例案（議会や議員にかかわるもの以外の、政策的な行政関係条例案）（※）の件数（内、可決された条例の件数）と具体的な条例案名等をお知らせください。

（記入回答：ない場合には「0（ゼロ）」件とご記入いただき、次の設問にお進みください）

（1）提出された条例案（ ）件 （2）可決された条例案（ ）件

（3）具体的な条例案名と議決態様（可決、否決、継続等）をご記入ください。（自由記入回答）

- ※1 議会や議員にかかわる条例案（議員定数や報酬、期末手当、政務調査費、会議規則・委員会条例、議決事件、議会基本条例等々）は除きます。なお、議会と有権者をつなぐ選挙関係の条例（選挙公報を義務づける条例や、公費負担の見直しなど）は政策的なものに含むものとします。
- ※2 期間内で合併があった自治体においては、合併前の件数もあわせてお答えください。
- ※3 既存の政策的な条例の改正案及び廃止案は、政策的な条例案に該当するものとします。

＜★次頁に、設問が続きます＞

Q22 【政策討論の場】

- (1) 議会としての政策提案・立法活動を行っていくために、政策討論会、議員提案条例研究会等、特別の場を設置していますか？

(単数回答：1つお選びください)

1. 特別の場は、設置していない（常任委員会、特別委員会で対応している）
 2. 特別の場を、設置している
-

- (2) 特別の場を、設置している場合、具体的な内容（名称等）をご記入ください。

(自由記入回答：具体的な内容をご記入ください)

Q23 【議会による調査活動】

2009年1月1日～12月31日の間に、附属機関や調査機関を設置しての調査検討や、専門的知見の活用、外部有識者等の助言を得る活動等を、議会として行ったことがありますか？

(複数回答：「1」または、該当するものをすべてお選びください)

1. 議会として、特別の調査活動は、行っていない（以下「2」「3」「4」には該当しない）
 2. 地方自治法100条2項にもとづく専門的知見の活用を行った
 3. 公募市民や外部有識者（学識者）等が参加する機関を設置して、調査検討を行った
 4. 議員のみで構成する調査機関等を設置して、調査検討を行った
-

Q24 【議会による評価活動】

- (1) 2009年1月1日～12月31日の間に、議会が評価主体となる事務事業評価、施策評価等の行政の評価を行いましたか？

行政が行った評価結果を質疑等の資料として使うことだけでは、議会が評価主体となる評価には含まないものとします。

(複数回答：「1」または、該当するものをすべてお選びください)

1. 議会が評価主体となる行政の評価は行っていない
（以下の「2」「3」「4」「5」に該当しない）
 2. 事務事業評価を行った
 3. 施策評価を行った
 4. 政策評価を行った
 5. 自治体計画の進捗評価を行った
-

- (2) 2010年中に、議会が評価主体となる事務事業評価、施策評価等の行政の評価を行うことを予定していますか？

(単数回答：1つお選びください)

1. 2010年中に、議会が評価主体となる行政の評価を行うことを、現段階では予定していない
 2. 事務事業評価、施策評価等の行政の評価を行うことを検討している
 3. 事務事業評価、施策評価等の行政の評価を行うことを予定（決定）している
-

ご協力、ありがとうございました！